

平成31年(2019年)3月13日

姫路市長

石見 利勝 様

姫路市個人情報保護審議会

会長 菅 尾 英 文

姫路市個人情報保護条例第39条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

平成31年2月4日付けで諮問のあった下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

(諮問事項)

審査請求人が行った保有個人情報の開示請求に対し、姫路市長が行った部分開示決定処分に対する審査請求

## 答 申

### 1 審議会の結論

審査請求人が平成30年7月30日付けで行った保有個人情報の開示請求に対し、姫路市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定処分は、妥当である。

### 2 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年7月20日付けで、「姫路市役所市税情報センター」をあて先として、「平成30年6月18日付け石見利勝姫路市長からの『お問い合わせについて（回答）（以下、「本件回答文書」という。）』』についての『・・・これまで資産税課より回答しております・・・ご理解くださいますようお願いいたします。』』に関し、①お問い合わせの事案については、当市職員が職務上通常の注意義務を払っていたとしても当該地が住宅用地であったと把握することは困難であり、②当時の賦課決定の過程において、市民等の税に対する信頼を損なうような当市職員の過失はなく、③「姫路市固定資産税等に係る返還金交付要綱」に定める瑕疵はなかった。④当該要綱に基づく返還金の交付対象とすべき事案ではない。についてどなたが、どのような法的根拠をもって資産税課の回答が正しいと判断されましたかが分かる資料、本件回答文書の起案者、作成者、姫路市長印の押印者が分かる資料及び本件回答文書に関する役職者名の記載・押印のある決裁書・稟議書等について個人情報の開示の請求をします。」（以下「本件請求」という。）との文書を郵送した。

(2) 姫路市には、「市税情報センター」という部署は存在しないが、本件請求が個人情報の開示を請求する内容のため、個人情報の保護に関する業務を所掌する市政情報センターに送付され、個人情報の開示請求として取り扱われた。市政情報センターは、審査請求人に対し、平成30年7月23日付けで、姫路市個人情報保護条例（平成17年姫路市条例第78号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、本人確認書類を提出するよう補正を求めた。

(3) 審査請求人は、同月26日付けで、自己情報の開示請求に係る本人確認書類として、運転免許証の写しを郵送により提出した。

(4) 市政情報センターは、同月30日付けで、本件請求を個人情報の開示請求として受け付け、所管課として資産税課を特定し、本件請求を送付した。

(5) 実施機関は、同年8月13日付けで、部分開示決定処分を行い審査請求人に通知した。

(6) 審査請求人は、同年9月14日付けで、実施機関に審査請求書を提出した。

### 3 諮問事項について

(1) 本件審査請求は、審査請求人が次の処分を取り消すよう求めている。

ア 平成30年5月21日付け姫路市長あて文書に対する、平成30年6月18日付け回答書

イ 姫路市長の平成30年8月13日付けの部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）

(2) 上記アは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第1条第2項に定める、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に該当しないため、審査請求の対象とならない。また、個人情報の開示請求に基づくものではないことから、条例第39条に定める当審議会に対する諮問事項に該当しない。

(3) 上記イは、本件請求に対し、実施機関が、「市長あて文書への回答について（平成30年6月〇〇）」を件名とする決裁文書（以下「本件開示文書」という。）を本件請求に係る保有個人情報と特定したうえで、「(1)だれが、どのような法的根拠をもって資産税課の回答が正しいと判断したかが分かる資料」（以下「不開示情報1」という。）及び「(2)姫路市長印の押印者が分かる資料」（以下「不開示情報2」という。）を保有していないことを理由として不開示とし、それ以外の部分を開示する処分であり、当該処分について審議を行う。

#### 4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書を総合すると、審査請求人の主張はおおむね次のとおりである。

##### (1) 審査請求の趣旨

ア 審査請求人は、実施機関あてに、平成30年5月21日付けで固定資産税・都市計画税の賦課に係る資産税課職員の対応に関して調査を依頼する旨の文書を送付し、実施機関から本件回答文書により回答があった。

イ 同年5月21日付けの文書は、資産税課職員の税務対応について調査を求めたところ、資産税課から回答があった。しかし、資産税課以外の部局により調査が行われなければ、行政のチェックシステムに反するため、資産税課以外の部局に調査書類があると考え。これに対し、実施機関は、資産税課以外の部局に対して対象公文書の検索・特定を行っていない。このため、開示された文書は、本件請求の趣旨と異なる公文書が特定されており、本件処分の取り消しを求める。

ウ 本件処分により開示された公文書の取扱区分欄は、非公開とされており、情報が分からないため非公開理由を記した文書の公開を求める。

エ 上記のことから、不開示情報1は、当該調査を行った資産税課以外の部署に存在すると考えられるため、開示請求に係る保有個人情報の特定に誤りがある。

オ 不開示情報2についても、姫路市長印の押印記録簿があると思われるため、存在しないことを理由とする不開示理由は誤りである。

## 5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求の対象となる保有個人情報、固定資産税・都市計画税の賦課事務に係る文書である。当該事務は、資産税課の所掌事務であり、本件請求に係る保有個人情報を検索及び特定し、保有個人情報の開示の可否を決定する決裁権限は、所掌課の長である資産税課長となる。
- (2) 本件処分において開示された公文書は、審査請求人の個人情報が記録されているため、公文書公開請求がなされた場合は非公開としている。しかし、本件請求は、本人による個人情報の開示請求のため、全部開示している。
- (3) 本件請求に対して、本件開示文書を請求対象に係る保有個人情報として特定した。しかし、当該決裁には、開示を求められた不開示情報1に該当するものは作成しておらず、また、不開示情報2についても、実際に押印した者の記録は保有していないため、不開示理由に保有していない旨を明記し、本件処分を行った。

## 6 審議会の判断

### (1) 所管課について

ア 本件請求は、審査請求人から送付された「固定資産税・都市計画税の賦課について職員の対応」に関する調査依頼に対し、実施機関が資産税課を担当課として回答した文書の内容に対し、その根拠等の開示を求めたものである。

イ 姫路市行政組織規則（平成元年姫路市規則第29号）第9条第6号アにおいて、固定資産税・都市計画税の賦課に関することは、税務部資産税課の所掌事務と定めている。本件回答文書は、固定資産税・都市計画税の賦課に関する内容であり、資産税課の所掌事務に該当するものと認められる。

ウ 審査請求人は、資産税課以外の部署により調査が行われたことを前提として、他の部署に調査結果が存在すると主張しているが、姫路市において、所掌事務に関する問い合わせや調査依頼に対する回答という事実行為について、他の部署により妥当性を調査、点検する制度は存在しない。審査請求人は、他部署による調査が行われないのは、行政のチェックシステムに反する旨を主張しているが、どのような制度を前提としているのか明確ではなく、具体的な根拠も示していないことから、憶測にもとづく主張と認めざるを得ず、他の部署が所管課であるとする審査請求人の主張を採用することはできない。

このことから、本件請求について、資産税課を所管課として特定した実施機関の判断は、違法又は不当な点はなく妥当であると認められる。

### (2) 本件請求に係る保有個人情報について

ア 文書の決裁とは、起案文書について、市の意思を決定する権限のある者が、その

起案を確定し、文書による市の意思を決定することである。市の意思を決定する権限は、市長にあるが、姫路市決裁規定（昭和 43 年姫路市訓令甲第 10 号）第 6 条において、所定の者が、一定範囲の事項に限り、長に代わって専決できることを定めている。

本件開示文書は、固定資産税・都市計画税に関する問い合わせに対する回答について、当該事務を所掌する資産税課長が専決により、意思決定したものである。当該事務について、資産税課以外の部署が意思決定を行うことはないことから、本件回答文書に関する資料が、これ以外に存在しないという実施機関の説明は妥当であると認められる。

イ 審査請求人は、本件回答文書の内容について調査が行われ、その書類が存在すると主張している。しかしながら、開示請求は、請求が行われた時点で実施機関が保有する公文書に記録されている自己を本人とする個人情報について開示を求める制度であり、開示請求に基づき公文書の根拠や処理の妥当性について調査する制度ではない。そのため、本件請求より前に、実施機関で本件回答文書の妥当性を調査する必要があったとは考えられず、本件開示文書を本件請求の対象となる保有個人情報として特定した実施機関の判断は、違法又は不当な点はなく妥当であると認められる。

(3) 本件開示文書に記載された「非公開」の記述について

本件開示文書は、取扱区分欄に「非公開」、非公開理由欄に「情報公開条例第 7 条第 1 号（個人に関する情報）」と記載されている。審査請求人は、当該記載により、非公開で情報は分からないと主張しているが、取扱区分欄の記載は、単に、姫路市情報公開条例（平成 14 年姫路市条例第 3 号）第 6 条の規定に基づき、公文書公開請求があった場合の取扱いを記載しており、個人情報を含むため非公開とすることを示したものに過ぎない。本件処分において、その内容は全部開示されているため、審査請求人の主張は、事実誤認に基づくものであるといえる。

(4) 不開示情報 1 について

本件開示文書には不開示情報 1 に該当する記載はないことが確認できる。また、本件開示文書以外に対象となる公文書は存在しないため、実施機関が、保有していないことを理由として、不開示情報 1 を不開示とした処分は、違法又は不当な点はなく妥当であると認められる。

(5) 不開示情報 2 について

姫路市公印規則（昭和 28 年姫路市規則第 18 号）第 7 条第 1 項において、公印を使用しようとするときは、決裁済みの原議を管守者に提示し、承認を受けなければならないことを定めている。これに基づき、市長印を押印する際は、行政管理課長に原議を提示し、決裁済みであることの確認を受け、公印の使用承認を得て公印を押印し

ている。姫路市の文書管理システムでは、公印依頼に対する承認は、当該決裁文書に記録されるが、押印した職員の氏名までは記録されない。このため、不開示情報2は存在せず、保有していないことを理由として不開示とした処分は、違法又は不当な点はなく妥当であると認められる。

(6) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のように判断する。

(参考) 審議の経過

年月日	審議会	経過
平成31年2月4日	—————	諮問書提出
平成31年2月12日	平成30年度第1回審議会	諮問説明 委員による審議
平成31年2月19日	平成30年度第2回審議会	委員による審議
平成31年3月13日	—————	答申